公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金
2024 年度 募集要項

郷土の歴史、文化財等の調査、研究及び文化的な街づくりに活動する個人または団体に対する助成を行い、もって佐倉地区が目指す活力ある文化都市の創造に寄与することを目的とします。
2024 年度は、つぎの要項により助成先を募集いたします。

1. 助成対象事業	本基金では、以下の事業を助成対象とします。 (1)郷土の歴史、文化財等の調査、研究その他の実践活動 (2)文化的な街づくりに必要な環境整備その他の実践活動 ＜注＞助成対象とならない事業 (1)特定の政治活動、宗教活動、営利を目的としたものまたは地域において町内会等により定期的若しくは継続的に実施されている祭礼等の行事は対象となりません。 なお、祭礼等であっても、特定のスポンサーがいない等の場合で、当基金運営委員会により歴史文化的に意味があると判断された場合には、対象とすることがあります。 (2)公的助成を受けているものは、原則として対象としません。 ただし、運営委員会で認められたものはこの限りでありません。
2. 助成対象者及び団体	(1)助成対象者は、佐倉市内に在住、または在勤・在学している者 (2)助成対象団体は、地域住民の自治団体として組織される自治会、町内会または5人以上で組織される地域の非営利団体(2/3以上が佐倉市内に在住、または在勤・在学している者により構成されており、成人の代表者を置くもの)
3. 助成金の使途	助成金の使途は、助成対象事業となる活動に直接必要となる費用とします。 具体的には、備品等購入費、通信費、会場費、講師謝礼、工事費、設計管理費、印刷費、交通費等です。 ＜注＞助成対象とならない費用は以下のとおりです。 (1)個人または団体の維持及び通常の運営に要する費用 (2)飲食費 (3)懇親的な視察研修費
4. 助成金額	(1)郷土の歴史、文化財等の調査、研究その他の実践活動　1件300万円以内 (2)文化的な街づくりに必要な環境整備その他の実践活動　1件300万円以内 今年度の助成金は総額で1，000万円以内の助成を予定しています。 ＜注＞自己負担割合 当基金では、当該助成事業に係る費用の1割以上を自己資金で賄っていただくことを条件としております。このため、助成申請額は当該助成事業に係る費用の9割以下になるように設定してください。
5. 助成の対象となる期間	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 2 月末日(原則) ＜注＞活動期間が1年以上に及ぶ場合 当基金から最長3年間継続して助成を受けることはできますが、その場合は年度毎に申請する必要があります。(申請毎に前年度の事業報告及び収支決算等の他、当該年度の事業計画及び収支予算を提出してください。)

6. 申請手続	・ 申請者は、以下の書類を提出してください。なお提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。以下の(1)については、三井住友信託銀行のホームページからダウンロードしてください。(下記URL参照) (1) 当公益信託所定の申請書 (2) 申請者の概要の分かる資料(含む寄付行為、規約、運営規則等) (3) 前年度の事業報告書と収支決算 (4) 今年度の事業計画と収支予算 (5) 助成金で印刷物作成等を計画されている場合は、見積書(要相見積り)並びに配布部数を記したもの(印刷物の有償配布分は助成対象外) ・ **申請書は、簡潔にご記入ください。** ・ **提出物は、A4 用紙サイズに揃えて作成ください。資料等の添付資料が多くなる場合は、なるべく枚数を圧縮する等見やすいようにレイアウトを工夫の上、提出ください。** ・ 応募期間:2024 年 4 月 1 日(月) ～ 2024 年 4 月 30 日(火) (当日の消印有効) ・ 申請書類の提出先:下記提出先あてに郵送または電子メール送信
7. 選考・決定及び通知	(1) 当公益信託の運営委員会による一次選考(書類選考)を行った後、6月に二次選考(ヒアリング)により採否を決定します。 (2)受託者より 2024 年 6 月末日頃に書面にて通知します
8. 給付時期・方法	(1)助成金は、活動実績報告書を受け事業の完了を確認した後、原則 2025 年 3 月末迄に助成金受給者の指定する銀行口座に振り込みます。 ただし、活動実績報告書等の提出が下記提出期限を過ぎる場合には、助成金の交付が当年度内に支払えない場合があることをあらかじめご了承ください。 (2)助成金は、2回に分割して支払うことが可能です。 分割払いを希望する場合は、申請時に金額、支払時期、理由を記載したものを提出してください。助成金支払方法(分割支払の承認を含む)については、当公益信託の運営委員会で決定の上、助成金受給者に通知します。
9. 報告等	(1)活動終了後 2025 年 2 月下旬(20 日目処)までに、所定の報告書の他以下の＜注＞の資料等を受託者に提出してください。ご提出いただいた報告書は一般に公表される場合がありますので、あらかじめご了解ください。 ＜注＞①活動遂行状況を記録した写真、成果を確認できる写真及び助成金の入出金について収支決算書、出納簿、及び領収書(写し可)等も添付ください。 ②活動費が未払いの場合には、必ず請求書等確認できるものをお送りください。 (2)2025 年 2 月開催予定の活動報告会において発表していただきます。 (3)その他留意事項 助成金受給者が、その事業を実施するときまたはその事業の成果等を公表するときは、当基金の助成を受けた旨を明示しなければなりません。

【申請書の提出先・照会先】

＜郵　送　先＞〒105-8574　東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
佐倉街づくり文化振興臼井基金 申請口

＜電子メール宛先＞受付専用メールアドレス 「kouekidenshi@smtb.jp」

※申請書受付後、メールにてご連絡いたします。１週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが下記電話番号宛お問い合わせください。提出に際し下記【電子メール申請における留意事項】を確認の上ご提出ください。

＜電 話 番 号＞03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時）

＜申請書掲載ＵＲＬ＞https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list

HP 検索：三井住友信託　臼井基金　検索

【電子メール申請における留意事項】

- 電子メール宛先は、受付専用メールアドレス「kouekidenshi@smtb.jp」宛、ご送信ください。
- メールの件名冒頭は必ず、【臼井基金・○○○（←申請者名）】と表記ください。
（この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。）
- 書式は WORD、EXCEL、PDF 形式で、メールに添付してください。なお、郵便との併用は受付できません。
- 電子メール 1 本あたりの容量は、必ず 20MB 以下としてください。容量が 20MB を超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- 申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが上記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

（※）公益信託とは
個人の方が公益活動の為に財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。